

## ○特定任意講習の実施要領の制定について(通達甲)

令和7年8月28日

免許発第204号

部長及び参事官

所属長

10年保存(口訓)

県警察における特定任意講習の実施要領に関し、「特定任意講習の実施要領の制定について(通達甲)」(平成28年1月18日免許発第14号。以下「旧通達甲」という。)を定めているところであるが、旧通達甲の有効期間を考慮して、引き続き別添のとおり「特定任意講習の実施要領」を定め、令和7年8月28日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。

別添

### 特定任意講習の実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、特定任意講習(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。))第2条に定める基準に適合する講習をいう。以下「講習」という。)を適正かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 講習対象者

講習対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転に関して、ほぼ共通の条件下にあると認められる者とする。

#### 第3 講習の実施要領

##### 1 講習指導員

講習の指導員(以下「講習指導員」という。)は、免許センター長が適任と認める職員をもって充てる。

なお、講習指導員の要件は更新時講習(法第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。以下同じ。)の指導員の要件と同一であることから、講習を委託する場合における講習指導員は、その受託者において、同者の更新時講習の指導員の中から適任と認める者を選任させるものとする。

##### 2 講習施設

講習は、原則として免許センター、署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した施設で行うものとする。ただし、講習の開催を要請しようとする企業・団体等(以下「要請団体等」という。)から要請があった場合で、その

希望する講習場所が要請団体等の会議室など講習に適した施設であると認めるときは、当該施設で行うことができるものとする。

### 3 学級編成

講習の学級は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。

### 4 講習実施方法

講習を実施する際には、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、受講者の態様に応じ、参加型手法を取り入れたきめ細かな内容の講習となるよう留意するものとする。

### 5 講習用教材

講習で用いる教材は、更新時講習において用いる教本又はこれと同等のものとする。

なお、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記検査によるものに基づく指導に用いる検査用紙も、必要数を整備するものとする。

### 6 講習内容及び講習指導案の作成

講習内容は、別表の特定任意講習の講習科目及び時間割等に関する細目のとおりとし、講習は、講習指導案を作成して実施するものとする。

## 第4 受講申請手続等

### 1 講習開催要請の受理

講習の開催要請は、要請団体等の代表者が講習開催希望日の30日前までに、免許センター長又は当該要請団体等の所在地を管轄する署の署長(以下「署長」という。)を経由して、公安委員会に別記様式の特定任意講習開催要請書(以下「要請書」という。)を提出して行うものとする。この場合において、要請書の提出を受けた署長は、当該要請書を速やかに免許センター長に送付するものとする。

### 2 講習内容の協議

講習内容については、受講者の運転経験等を踏まえ、講習指導員と要請団体等の代表者等が協議して決定するものとする。

### 3 受講申請

講習の受講申請は、受講者が高知県警察手数料徴収条例(平成12年県条例第32号)に定める特定任意講習手数料を県に納付し、高知県道路交通法施行細則(昭和35年公安委員会規則第5号)別記様式第15号の6の更新時講習等受講申出書を提出して行うものとする。

## 第5 終了証明書の交付

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条の2の規定により、講習を終了した者から申出があった場合は、講習規則別

記様式第2号の特定任意講習終了証明書(以下「終了証明書」という。)を交付するものとする。

## 第6 受講期間

特定任意講習は随時受講することができるが、更新時講習の受講免除の対象となるのは次に掲げる者に限られることから、適時必要な案内を行うものとする。

- 1 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、運転免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の更新を申請する日前6月以内に講習を受講しているもの
- 2 規則別記様式第12の運転免許申請書(以下「免許申請書」という。)を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に講習を受講している特定失効者
- 3 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に講習を受講している特定取消処分者

## 第7 講習の委託

- 1 講習を委託する場合は、規則第38条の3に定める基準に適合する者を選定することとする。
- 2 免許センター長は、講習の受託者に対し、十分な講習水準が維持され、当該講習が適正かつ効果的に行われるよう積極的に指導するものとする。
- 3 免許センター長は、講習の受託者が講習を行ったときは、当該講習の終了後、速やかに実施結果を報告させるものとする。

## 第8 実施上の留意事項

- 1 終了証明書の交付を受けた者であって、更新時講習の受講免除の対象となるものに対しては、免許証等の有効期間の更新を受けようとする際には、当該終了証明書を更新申請窓口に提出するよう教示するものとする。
- 2 他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から講習の受講申請があった場合においても、受講を認めるものとする。

## 別表(第3関係)

### 特定任意講習の講習科目及び時間割等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介			10分

	<p>受講者の点呼 講習概要・日程 の説明 受講者の心得 の説明</p>			
1 道路交通 の現状と交 通事故の実 態	<p>(1) 地域におけ る車社会の実 態</p> <p>(2) 交通事故の 特徴</p>	<p>講義 教本、視聴覚 教材等</p>	<p>○ 高知県の交通事故、渋 滞、交通公害、違法駐車、 暴走行為等について重 点的に説明する。</p> <p>○ 地域における事故多 発路線、時間帯、事故類 型、原因等について、事 故事例と併せて説明す る。</p>	
2 運転者の 心構えと義 務	<p>(1) 安全運転の 心構え</p> <p>(2) シートベル ト・ヘルメッ トの着用</p> <p>(3) 交通事故を 起こした加害 者の責任</p>		<p>○ 運転者には、交通ルー ルを守り、常に細心の注 意を払って、他人に危害 を与えないような速度 と方法で自動車等を運 転しなければならない 義務があることを指導 する。</p> <p>○ シートベルト・ヘルメ ットの着用に関し、その 必要性和効果について 事例等を用いて説明し、 着用が習慣付けられる よう指導する。</p> <p>○ 交通事故を起こした り違反行為をした場合 には、当然それに相応す る社会的な非難を受け、 責任を問われることを 説明する。</p>	10分

	<p>(4) 交通事故を起こした運転者の義務</p> <p>(5) 負傷者の救護措置</p>		<p>加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等を説明して認識させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</li> <li>○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</li> </ul>	
<p>3 安全運転の知識</p>	<p>(1) 安全運転の基礎知識</p> <p>(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識</p> <p>(3) 危険予測と回避方法等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講対象に応じたDVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。</li> <li>○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。</li> <li>○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。</li> <li>○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起き</li> </ul>	<p>40分</p>

			たのか、どうすれば回避できたかなどについて自ら考えさせ、意見を出させ、討論させる。	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導  (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導  (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導  (4) 実車による診断と指導	実技等  教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。  ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。  ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。  ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて安全指導を行う。	60分
講習時間合計				120分

備考 講習科目4の講習細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別記様式(第4関係)  
(その1)

年 月 日

高知県公安委員会 殿

要請団体等名称  
要請団体等代表者氏名

特定任意講習開催要請書

次のとおり、特定任意講習(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第2条に定める基準に適合する講習をいう。)の開催を要請します。

講習日時	講習施設	受講予定人員	※受講人員

受講予定者名簿

番号	氏名	生年月日	有効年	備考	※証明書番号

- 注 1 ※印欄は、講習指導員が使用しますので、記入しないでください。  
2 「講習施設」欄は、講習施設の所在地及び名称を記載してください。  
3 「有効年」欄は、免許証等の有効期間の末日が属する年を記載してください。

